

1.

氏名 : Ms. Alma Marku

国名 : アルバニア

所属組織 : 労働社会機会均等省 男女共同参画家族政策課

2. 基本情報

アルバニアは南東欧地域、バルカン半島の西部に位置する。総面積は 28,748km²、首都はティラナ、人口は 2008 年の統計で 361 万 9778 人である (2008 年度人口登録)。国境を接する国々は、北にモンテネグロ、コソボ、マケドニア、南および東南にギリシャである。

3. ジェンダー主流化における 3つの主要課題／障害

アルバニア政府は一貫して女性の権利を人権の中の重要な部分と捉えてきた。そしてこの枠の中で、最重要の国際的文書を批准し、それらの文書が規定する要求事項／推奨事項に沿った男女共同参画基準を確立する意志を示してきた。

この点において、ジェンダー主流化における 3つの課題を以下に示す：

- ◆ ジェンダー主流化の重要性に関する行政官の意識向上
- ◆ 男女共同参画に関する法律の施行および政策のモニタリング
- ◆ 男女共同参画に取り組む組織の強化

4. 男女共同参画推進の主要国家政策における優先事項

アルバニアの男女共同参画推進の主要政策は、「男女共同参画およびドメスティックバイオレンスのための国家戦略」に規定されている。同戦略における優先事項を以下に示す：

- ◆ 法制／機構上の保護メカニズムを強化し、アルバニアの男女共同参画を保証する；
- ◆ 女性の意思決定過程参画の機会を増やすことで、女性のエンパワーメントを図る；
- ◆ 女性の経済的エンパワーメントを図り、雇用および職業訓練の機会を増やす；
- ◆ 女性および若年女性の質の高い教育への平等なアクセスを促進する；

5. 職務内容

私は男女共同参画家族政策課の課長の職にある。私の職務内容は：

- ◆ 社会における男女共同参画推進政策の立案と策定を確実にする。そのために、女性に対する暴力 (ドメスティックバイオレンスを含む) の防止と根絶、性的指向を理由とする差別からの保護、子供の権利の保護に取り組む。
- ◆ 男女共同参画／ドメスティックバイオレンスを含む女性に対する暴力／性的指向を理由とする差別の根絶／子供の権利の保護に関する法整備に向けた専門的提案書を現状や国際的義務を考慮して作成する。
- ◆ 前述の事案に関する法制度、および政策またはプログラムの実施状況を追跡監視する。

6. ジェンダー主流化にあたっての課題

ジェンダー主流化にあたって取り組みたい主な課題は、プログラム・計画・政策の立案段階におけるジェンダー主流化の重要性に関する行政官の意識向上である。

7. 上記課題選定の理由

2007年以降、労働社会機会均等省は「2007-2010年男女共同参画およびドメスティックバイオレンスのための国家戦略」を実施してきた。また「社会における男女共同参画法」および「差別禁止法」を採択し組織的メカニズム設置によりこれらの戦略・法律の完全な実施に努めてきた。しかし、部門・分野横断的な戦略の策定・開発におけるジェンダー主流化は未だ達成されていない。職業訓練・教育および保健・社会的包摂に関する戦略策定に多くの努力が払われてきたものの、国家戦略/法案の策定/改正時に「監視役」となる関係省庁の男女共同参画担当官の役割・能力強化が一層必要である。

8. セミナーから得た知識とスキル

ジェンダー配慮 PDM 作成関連の知識を獲得できた。しかしそれに加えて、日本その他の同僚たちとの交流もプロジェクト作成に大いに役立った。

9. ジェンダー主流化に関するアクションプラン

(1) プロジェクトタイトル：ジェンダー主流化の重要性に関する行政官の意識向上

(2) 期間：2010年10月-2011年3月

(3) 対象領域：全14省

(4) 受益者層：全14省の総書記；全14省の男女共同参画担当官

(5) 実施機関：男女共同参画家族政策課

(6) 上位目標：国家政策・プログラムにおいてジェンダーが主流化されている。

(7) プロジェクト目標：各省がよりジェンダーセンシティブになる。

(8) 活動：

- ◆ 会議・研修・ワークショップの開始時にジェンダー主流化の分野における受益者層の知識レベル評価のための調査を実施する
- ◆ 全14省の総書記を対象に1日間の会議を実施し、ジェンダー主流化に関する情報を提供し（JICA研修で学んだ経験をもとに）、その重要性を認識させるとともに戦略・法案策定の方向性を与える。
- ◆ 全14省の男女共同参画担当官を対象に、戦略・プログラム・法案策定時にジェンダー主流化について彼らが担う役割に関して5日間の研修を実施する。研修第1日目はジェンダー主流化の理論について学び、残り4日間でジェンダー配慮 PDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）を作成できるようにする。
- ◆ 経験や研修成果を分かちあうためワークショップを開催する。また14名の男女共同参画担当官からジェンダー主流化の実例について話してもらい、提言を行う。

(9) 成果：

- ◆ 全14省の総書記がジェンダー主流化の重要性を認識する。
- ◆ 全14省の男女共同参画担当官がプログラム・戦略策定においてジェンダー主流化ができる。